

法実務技能教育教材研究開発コンソーシアム小委員会に関する規定

本規定は、法実務技能教育教材研究開発コンソーシアム（以下コンソーシアムという）
会則第5条第3号に基づいて設置される小委員会の運営について規定するものである。

第1条（設置）

コンソーシアム会則第5条の規定に従い、本規定第2条に定める小委員会を設置する。

第2条（審議事項）

- 1 財務・庶務小委員会
コンソーシアムの財務・庶務等運営全般に関する事項を審議する。
- 2 教材作成計画策定小委員会
コンソーシアムで使用する教材の作成計画等に関する事項を審議する。
- 3 著作権等小委員会
コンソーシアムで作成・使用する教材の著作権等に関する事項を審議する。
- 4 渉外・広報等小委員会
コンソーシアムの渉外および広報等に関する事項を審議する。

第3条（組織）

- 1 小委員会の委員は、幹事大学および参加大学の構成員から選出するものとする。
- 2 小委員会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第4条（委員長・副委員長）

- 1 財務・庶務小委員会
当該小委員会の委員長は、コンソーシアムの代表が指名するものとし、副委員長および他の委員は、委員長がこれを指名する。
- 2 教材作成計画策定小委員会、著作権等小委員会、渉外・広報等小委員会
当該小委員会の委員は、財務・庶務小委員会がこれを指名する。委員長および副委員長は、当該小委員会の委員の互選により選出する。

第5条（会議）

各小委員会の委員長は、開催の必要があると認めたときに、随時会議を招集する。

第6条（定足数、議決）

各小委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第7条（委員会参加）

- 1 各小委員会は、必要に応じ第3条に規定する者以外の者を小委員会に参加させ、意見を述べさせることができる。ただし、それらの者は定足数の算定の基礎とはならず、議決権も有しない。

- 2 各小委員会は、小委員会が認めたものをオブザーバーとして参加させることができる。

第8条 (協議事項)

幹事大学及び参加大学は、互いに協力し、信義を守り、誠実に本規定を履行するものとする。本規定に疑義が生じた場合、または、規定にない事態が生じた場合には、信義誠実の原則に従って協議するものとする。

附則 (発足時の委員長等)

コンソーシアム発足時の各小委員会の委員長および副委員長は以下のとおりとする。

(小委員会名)	(委員長)	(副委員長)
財務・庶務小委員会	菅原郁夫 (名古屋大学)	浅古弘 (早稲田大学)
教材作成計画策定 小委員会	松村和徳 (岡山大学)	川上拓一 (早稲田大学)
著作権等小委員会	米田憲市 (鹿児島大学)	小田敬美 (岡山大学)
渉外・広報等小委員会	田頭章一 (上智大学)	草鹿晋一 (香川大学)